

移動中の災害防止のための注意書(イエローカード)

高圧ガスの移動について、液化石油ガス保安規則第48条18号及び第49条9号の規定により、移動中の災害防止のための必要な注意書を下記のとおり交付しますから、移動中はこれを見やすい場所に携帯し、注意事項を守り事故を起こさないよう努力してください。

年 月 日

交付者 住 所
事業所名
代表者
電 話
非常連絡先

㊞

ガスの名称及び性状	1 ガスの名称	液化石油ガス(国連番号1075)			
	2 ガスの性質	湿度と圧力	ガス比重	色	に お い
		40℃で 1.56Mpa (15.6kg/cm ²)	重い 空気1に対して 1.5～2.0倍	無色透明	不快臭 (無臭に着臭)
		燃 焼 特 性		性 状	危 険 性
		<ul style="list-style-type: none"> ・発火温度は430℃～520℃の範囲 ・空気中における燃焼範囲は2%～10% 		液体 気体	爆発性 可燃性
	3 気化と流動	<ul style="list-style-type: none"> ・液化状態のガスが気化すると約250倍の気体となる。 ・比重が重いので低いところに滞留しやすい。 			
移動中の保安	1 携 帯 品	消火器 ガス量1,000kgを超える場合はB-10以上2個以上 ガス量150kg～1,000kg以下の場合B-10以上1個以上 ガス量150kg以下の場合はB-3以上1個以上 ロープ(長さ15m以上2本)・赤旗・赤色合図灯又は懐中電灯・メガホン・漏洩検知剤・車輪止め(2個以上)・革手袋・容器バルブ開閉用ハンドル等(移動する容器に適合したもの)			
	2 警 戒 票	「高圧ガス」の標識は確実に取り付けてあるかの確認			
	3 温 度 上 昇 防 止	容器の温度は40℃以下に保つようにすること。			
	4 駐 車 時 の 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ・食事その他やむを得ない場合のほか、車両から離れないこと。 ・車両をやむを得ない事情で離れる場合は、エンジン停止、サイドブレーキ、車輪止めを確実に実施すること。 ・駐車場所は、人家、自動車等の交通量の少ない場所を選ぶこと。 ・火気、可燃物等のない場所を利用すること。 			
保安	5 点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・容器のバルブ等からガス漏れがないかの確認 ・容器の転倒、転落防止措置の確認 ・50kg容器にキャップがついているかの確認 ・移動開始時および終了時にガス漏洩等の異常の有無確認 ・車両に固定された付属品のガス漏洩等の異常の有無確認 			
	6 安 全 運 転	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法、関係法令等を遵守すること。 ・急発進や急停止をしないこと。 ・急カーブのハンドル操作には細心の注意をすること。 			
荷役	積込み、積おろし作業時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・付近に火気のないことを確認すること。 ・所定の位置に車両を止め、サイドブレーキをかけ、エンジンのスイッチを切り、車輪止めをして安全を確認すること。 ・容器等に衝撃を与えたり、粗暴な取り扱いはしないこと。 ・容器積載は、容器後部と車両後部の間に緩衝余裕を保つこと。 			

災害拡大防止処置

1 漏洩・飛散したとき

- ① 安全な場所へ車両を移動する。
 - ・住宅、商店街を避け、人通りの少ない場所を選ぶこと。
 - ・交通量の少ない場所および通風の良い場所を選ぶこと。
- ② 容器バルブ等を閉め、ガスの供給を断ち漏洩を止めるよう努める。
- ③ バルブ破損等でガス漏洩が止まらない場合は、次により廃棄すること。
 - ※ 火気を取り扱う場所より8m以上離れた場所で引火性、発火物を堆積した場所を避け、かつ、通風の良い場所で少量づつ廃棄すること。
- ④ ガス漏洩を止めることが出来ない場合は、警察または消防署等へ通報し、関係事業所へも連絡する。
- ⑤ 付近住民等へ火気使用中止の要請を行う。

2 引火・発火したとき

- ① 爆発の危険性があるので、付近住民を安全な場所へ避難させる。
- ② 移動中に漏れたガスに着火した場合は、車両を安全な場所に移動し、応急措置を行う。
- ③ 小規模ながガス火災の場合は、初期消火に努める。
- ④ 安全弁から火を噴いている場合は、容器に散水して容器温度を下げることにより内圧が下がりガスの噴出が止まり、自然鎮火することがある。ガス漏れを止めることが出来ない場合は、火を消そうとするよりも付近に広がらないように水等で火勢を制御しながら燃焼させた方が良い。
 - ※ ガス漏れを止めることが出来ない状態で消火すると、生ガスが地面や排水溝等の低所を伝わり遠くまで広がり被害を大きくする危険があるので注意を要する。
- ⑤ 大規模火災の場合は、消防員の消火でないと困難なことから消防、警察、関係事業所等に連絡して応援を求める。

3 救急措置

- ① 救急車の出動要請
- ② 液化石油ガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移す。呼吸困難な場合は、酸素欠乏防止の措置を行い、速やかに医師の治療を受ける。
- ③ 火傷又は凍傷した場合は、水で冷やした後、速やかに医師の治療を受ける。

4 救急通報

消防署 119

警察署 110

緊急通報例

- | | |
|----------------|---|
| 1. いつ(時間) | 〇〇時〇〇分頃 |
| 2. どこで(場所) | 〇〇市〇〇町(国、道、市、町)道〇〇号線付近で |
| 3. なにがどうした(状況) | 液化石油ガスが漏洩しています。
液化石油ガスが漏洩し火災になっています。 |
| 4. ケガ人は(被害状況) | ケガ人がいます(救急車をお願いします)
ケガ人はいません。 |
| 5. 私の名前は(通報者名) | 〇〇会社の〇〇〇〇です。 |

5 緊急連絡先

特に休日、夜間に確実に連絡がとれる部署を記入する。

荷送会社	
住 所	
電話番号	

運搬会社	
住 所	
電話番号	